

文化審議会著作権分科会（第54回）（第19期第1回）における 意見の概要【今期の検討課題等について】

（写り込みについて）

- 写り込みでは、著作物よりも、商標やトレードマーク、特に肖像権・パブリシティー権との関係が大きな問題となっている。データベース化を行う際に、匿名化フィルターのようなものを使って写真から個人が識別できない形にするといったテクノロジーの活用も含め、広い視点も持って議論いただきたい。

（研究目的の権利制限規定について）

- 研究が企業活動と一体化している状態にある中で、どこまでを研究目的とするか、現在ある市場にどのようにアプローチするかということについて、現実的かつ慎重な議論をお願いしたい。

（追及権等について）

- 今後の社会への影響や、ヨーロッパなどの諸外国との整合性の観点から、追及権のような新しい権利について、検討や調査を何らか行ってほしい。

（クリエイターへの適切な対価還元について）

- 5月にCISAC決議が行われたが、日本では、私的録音録画補償金制度が適用される機器・媒体が古いまま改定されておらず、機能していない。少なくとも、明らかに音楽に特化した仕様のものが対象になっていないのはおかしいし、PCに関しては、音楽のコピーのためのアプリを入れる際に補償金を支払うようにするなど、具体的なアイデアを出しながら、何としてでも結論を出していただきたい。
- ①現行制度で対象となることが予定されている録音録画専用機器の漏れを確認することと、②パソコンやスマホでの利用実態に対応することを、分けて議論するのが今期のステージ。社会的なコストをできるだけ抑えて、社会全体の福利の最大化を図る制度として、どうすれば私的録音録画補償金制度

をクリエイション・エコシステムとして再構築できるかについて議論し、結論を出したい。

- 意見対立の向こう側に最適解を見出して政策的に決定していかないと延々議論していることになりかねない。今期は、コンフリクトを解決して、一定の解を得ていく方向に持っていきたい。
- 4K放送, 8K放送時代になると、録画することでかなり高質な画像が残ることになり、映像ソフト業界・パッケージ業界にとっては死活問題。従来とはまた異なる次元できちんと議論をしないと、日本のパッケージ業界が存亡の危機になる。その認識の下に議論をしていただきたい。
- 私的録音録画補償金制度を早く決着させるべきという御指摘はもっとも。著作権分科会として、この問題を意見が対立しているからといって放っておくのはおかしなことで、現在の技術に依存しない巧いシステムを構築できれば良い。著作権の専門の方々に具体的なアイデアを出していただくと良いのではないか。いつまでも意見を述べないとどこかで方針が決まってしまう、審議会の存在意義も問われることになるため、早く議論をまとめることが必要。
- 妙案を出すか出さないかの問題ではなく、1ミリも進まずに十数年過ぎている状態にある中で、必ず決めるという意気込みを持って取り組むことが重要。もともと複製権侵害があれば差止めと損害賠償と両方が請求できるところ、報酬請求権だけに絞ることで、三方一両損のように見えて実は三方一両得となり、全員が得をするように利益調整をするというのが補償金制度の本質であり、これ自体こそが妙案である。妙案をうまく活用せずに放置していることが問題。そこに立ち返ってきちんと進めるしかない。中期的な話を議論し過ぎると先に進まないのだから、今の概念等の中でも十分にできることをまずは一歩一歩進めていくべき。
- 複製で権利行使できないから補償するという発想でいく限りは、複製に対してコントロールが可能となっている以上、補償金は不要であるという方向に話しがいく。しかし、そもそも著作権が、使用のたびではなく、複製のたびに権利を及ぼすという制度がかつて長期にわたって合理的であった理由は、使用毎に権利を及ぼす制度が非現実的である反面、複製であれば、複製がそれほど普及していなかったためにそこに権利を及ぼすことが実効的であつ

て、人々の自由を過度に害さず、またそれで、ある程度利用価値を反映することができたからにほかならない。つまり、複製に権利を及ぼすという制度自体、金科玉条のように考えるべきではなく、どんぶり感情に基づいているに過ぎない。それが、複製技術の普及に連れて権利の実効性を欠くようになった以上は、かつての複製のように今だ行為者が少なく、それである程度、利用価値を反映できるポイントに権利を移していくことが望まれる。今の時点では、録音録画機器・媒体を作るという行為を多くの人が自由に行える状況にはなっていないことも踏まえ、そういったポイントに着目して制度を作っていく発想の方が良いのではないか。

(放送のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化について)

- 通信と放送の融合がますます進展する中で、NHKが本格的なテレビ番組の同時配信を今年度中にも開始予定であり、同時配信等に係る権利処理の円滑化は喫緊の課題。利用者からも見直しの要望が様々出ているが、見直しに当たっては権利保護と利用円滑化のバランスを図ることが重要。同時配信等を含む公衆への伝達に係るわが国の著作隣接権制度は、同時配信等に強い許諾権を与える一方で、レコードの演奏・伝達については無権利とするなど、非常にアンバランスな状態。同時配信だけに着目するのではなく、公衆への伝達全体との関係や、諸外国の制度状況についてもフォローしながら真摯な議論を進めていただきたい。
- レコード演奏権・伝達権については、日・EU経済連携協定の中でも協議事項とされており、一つの大きなテーマである。条約上の取り扱いや諸外国の動向に照らしても、課題として取り上げる必要があるのではないか。
- まずは、NHKが開始する常時同時配信に関する課題を優先的に議論すべきであり、公衆への伝達一般については、適当な場で別に検討すべきではないか。
- 同時配信の権利処理の円滑化は、知財計画にも規制改革推進会議の答申にも、今年度中に結論を得るとあるため、議論が急ぐのだろう。議論に当たっては、座組みやメンバー構成等については配慮いただきたい。

(授業目的公衆送信補償金制度について)

- 補償金制度という点では私的録音録画制度と同じ設計であることから、補償金制度の意味、価値、目的などについて国民にしっかりと理解してもらわないと、同様にコンフリクトの問題で終わってしまう。情報・著作物の価値、意味を正確に伝えていくことが重要。

(海賊版対策について)

- 海賊版対策の議論を進めるためには、出版社・漫画家に立法事実となるエビデンスをきちんと提出していただき、強い後押しをいただくことが必要。審議会では結論を得ているが、それなしでは、これ以上の進捗を図るのは難しい。
- エビデンスについては出版界として何が提出できるのか、引き続き検討したい。出版界においては日々莫大な損害が発生している状況。あまり総合的な対策にしてしまうとスピード感がどんどん落ちていくのではないかと危惧している。限定的であっても良いので、とにかく前に進めるようなルール作りを引き続き検討してほしい。

(その他について)

- eスポーツ・ゲームに焦点が当たってきているところ、これらのコンテンツの利活用について、著作権法からアプローチできないのかどうかという点を何らか検討していくことが必要。ゲームとリアルな世界が結び付いてきており、地方創生ムービーが作成される等、様々な形で施策とコンテンツが事業的に結びついて具体的な経済活動を喚起している現状がある。
- 文化審議会だけではなく、文部科学省を中心に、情報の価値・意味や著作物の大切さを分かりやすく理解するための教育の在り方についてぜひ議論してほしい。著作権の中で最も重要な「創作」の意義について、言語化し、情報教育を通して言葉を落とし込んでいく作業も必要。
- 日本では映画監督には著作権が認められておらず、DVD化などがされても監督は何も権利を得ることができないのが現状。その点について、検討課題に入れていただいても良いのではないかと。